

## 尼崎市水道局広告掲載要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、尼崎市水道局(以下「水道局」という。)の資産に民間企業等の広告を掲載することについて必要な事項を定めることにより、もって水道局の新たな財源を確保し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体

以下に規定する水道局資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 水道局の広報印刷物

イ 水道局のWebサイト

ウ その他の資産

(2) 広告掲載

広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

### (広告掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- (9) 水道局の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (10) その他、広告掲載をする広告として不相当であると尼崎市水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

### (広告媒体の種類等)

第4条 管理者は、広告掲載をするに当たっては、広告を掲載する広告媒体の種類、広告の規格、掲載位置及び掲載料、広告掲載をする者の選定方法等で、この要綱に定めるものの以外のもを、別途定めるものとする。

2 広告掲載に係る契約その他の手続は、管理課において処理するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を希望する者は、前条第1項の規定により定められた手続に従い、広告掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第6条 広告掲載の可否の決定は、管理者が行う。

(広告掲載をする者の責任等)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載をする者が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告掲載をする者の負担とする。

(広告掲載のとりやめ)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載をとりやめることができる。

- (1) 広告掲載をしている広告が、第3条第1項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 広告掲載をしている広告が、第3条第2項の規定に基づき定められた基準に抵触するとき。
- (3) 広告掲載をする者が、広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。